

## 延岡市土砂災害宅地等復旧補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により居住する家屋等に被害を受けた者に対し、土砂災害宅地等復旧補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）に滞納がないこと。
- (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 自然災害※1（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が発生することをいう。以下同じ。）により、家屋等に土砂、倒木等の障害物（以下「障害物」という。）が堆積した当該家屋の所有者又は居住者、若しくは起因となった障害物の所有者であり、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号の救助を受けることができないものであること。
- (4) その他補助金の交付が適当でないと市長が認める者でないこと。

(※1 自然災害：雨量 80mm 以上/1日、20mm 以上/1時間 など)

(補助事業)

第3条 補助事業は、自然災害により、補助対象者が所有し又は居住する家屋の裏山等から当該家屋（家屋が存する敷地を含む。）に堆積した障害物の撤去及び二次災害を防ぐための応急対策等に要する事業とする。

2 前項の堆積した障害物の撤去事業については、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに補助事業とする。

- (1) 自然災害により家屋の居住に要する部分に障害物が堆積している場合
- (2) 自然災害により家屋の居住に要する部分以外の家屋の構造に影響が及ぶと認める部分に障害物が堆積している場合
- (3) 自然災害により家屋が存する敷地（市長が適当と認める範囲に限る。）に障害物が堆積した場合

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は補助事業に直接要する費用とし、補助率及び補助金の交付上限額は別表のとおりとする。ただし、補助対象経費

は、別表のいずれかの区分に係る経費に限るものとし、重複して補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表区分の欄に掲げる費用ごとに、それぞれ同表補助率の欄に掲げる補助率を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、同表補助金の上限額の欄に掲げる額を上限額とする。)の合計額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請の前に、あらかじめ延岡市土砂災害宅地等復旧補助金事前協議書(様式第1号)を被災後30日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事前協議書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該事前協議の対象となる障害物の撤去等が補助事業に該当するか否かを確認し、その旨を当該事前協議書の提出者に通知する。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に次に掲げる書類を添えて補助事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助事業に要する費用が分かる書類(工事見積書など)
- (3) 補助事業を実施する場所が分かる書類(位置図、家屋等の写真など)
- (4) 同意書兼誓約書(様式第3号)
- (5) 市税の完納確認同意書(様式第4号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、補助金の交付の決定を受けた日から30日とする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の完了後20日以内又は市長が別に定める期日までに補助事業実績報告書(規則様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書(様式第5号)
- (2) 補助事業に係る領収書その他の支出を証する書類
- (3) 補助事業の実施箇所の工事等の過程及び完了後を撮影した写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により補助事業の実績の報告を受けたときは、規則第13条第1項の規定に基づき、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

(補助事業の状況確認)

第11条 市長は、補助事業の実施に関し、その過程及び完了後に検査をすることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(その他)

「延岡市特別災害復旧補助金交付要綱」(令和4年9月1日施工)は、廃止する。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費	補助率	上限額
労務費対象の事業	① 第3条第2項第1号に該当する場合の障害物の撤去事業に要する費用	1 / 2	150,000円
	② 第3条第2項第2号に該当する場合の障害物の撤去事業に要する費用		100,000円
	③ 今後の二次災害を防ぐための応急対策に要する費用	1 / 2	50,000円
労務費対象外の事業	④ 第3条第2項第3号に該当する場合の障害物の撤去事業に要する重機のリース、土嚢袋や崩壊した法面を養生するためのブルーシート等の購入等の資機材の調達に要する費用	1 / 1	100,000円

※労務費対象の事業（①、②、③）と労務費対象外の事業④を重複して補助することはしない。